

令和8年度 軽費老人ホーム実地検査等 確認項目一覧(指導監査基準)

○確認項目について ・「個別サービスの質に関する事項」と「個別サービスの質を確保するための体制に関する事項」に分類 ・特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウスについては、【特定施設入居者生活介護】と付した項目等についても確認
○根拠規定について ・経過的軽費老人ホーム ① ・特定施設入居者生活介護の <u>指定を受けていない</u> ケアハウス ② ・特定施設入居者生活介護の <u>指定を受けている</u> ケアハウス ②及び③
※軽費条例:横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ※居宅条例:横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例

個別サービスの質に関する事項			
確認項目			具体的な確認内容
設備	設備 ①軽費条例附則第8項から第11項まで、第30項(第4条、第5条準用) ②軽費条例第4条、第5条、第11条 ③居宅条例第202条	○指定申請時(更新時含む)又は直近の変更届の平面図に合致しているか【目視】	・本市に提出された届出と実際のレイアウトが一致しているか(ラウンドで確認)
		○使用目的に沿って使われているか【目視】	
運営	【経過的軽費】【ケアハウス】 入所申込者等に対する説明等 ①軽費条例附則第30項(第13条準用) ②軽費条例第13条 【特定施設入居者生活介護】 内容及び手続の説明及び契約の締結等 ③居宅条例第203 条	【経過的軽費】【ケアハウス】 ○サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、重要事項について文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しているか	←
		【特定施設入居者生活介護】 ○入所申込者又はその家族への説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか	←
		○重要事項説明書等の内容に不備等はないか	←
	【経過的軽費】【ケアハウス】 入退所 ①軽費条例附則第30項(第15条準用) ②軽費条例第15条	○入所者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めているか	←
		○軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めているか	←
		○入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか	←
	サービス提供の記録 ①軽費条例附則第30項(第16条準用) ②軽費条例第16条 ③居宅条例第206条	【経過的軽費】【ケアハウス】 ○サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録しているか	←
		【特定施設入居者生活介護】 ○サービス提供記録に提供した具体的サービス内容等(サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項)が記録されているか	【特定施設入居者生活介護】 ・介護、入浴、排せつ、食事量の記録があるか ・身体的拘束等又は虐待にあたる記述はないか

個別サービスの質に関する事項			
確認項目			具体的な確認内容
運営	【経過的軽費】【ケアハウス】 サービス提供の方針 ①軽費条例附則第30項(第18条準用) ②軽費条例第18条	○生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等(身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を含む)を行っていないか	←
		○身体的拘束等を行う場合に要件(切迫性、非代替性、一時性)を全て満たしているか	・「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を全て満たす状況であるかを確認し、その具体的な内容を記録しているか
	【特定施設入居者生活介護】 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針 ③居宅条例第208条	○身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか	・身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(以下「身体的拘束等の態様等」という。)を記録しているか
		○身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか	←
			・指針に必要事項が記載されているか ① 施設における身体的拘束適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
		○身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催しているか	←
			・委員会は多職種により構成されているか
			・委員会の結果について、職員に周知徹底を図っているか
		○介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行っているか	・身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施しているか
			・新規採用時には必ず研修を実施しているか
			・研修の実施内容について記録しているか

個別サービスの質に関する事項			
確認項目			具体的な確認内容
運営	【特定施設入居者生活介護】 特定施設サービス計画の作成 ③居宅条例第209条	○利用者について、その有する能力、その置かれている環境等を踏まえているか	←
		○特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んでいるか	←
		○特定施設サービス計画を本人や家族に説明し、文書により同意を得ているか	←
		○特定施設サービス計画の実施状況の把握を行っているか	←
		○必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか	←
	【経過的軽費】【ケアハウス】 生活相談等 ①軽費条例附則第30項(第20条準用) ②軽費条例第20条	○2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めているか	←
	【特定施設入居者生活介護】 介護 ③居宅条例第210条	○自ら入浴が困難な利用者に対する入浴の回数及び方法は適切か	・自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしているか
	【特定施設入居者生活介護】 口腔衛生の管理 ③居宅条例第210条の2 ※令和9年3月31日まで努力義務	○各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っているか。	・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成し、必要に応じて定期的に見直しているか
			・利用者の口腔衛生の管理体制に係る計画に以下の事項が記載されているか ① 助言を行った歯科医師 ② 歯科医師からの助言の要点 ③ 具体的方策 ④ 当該施設における実施目標 ⑤ 留意事項・特記事項
			・計画に関する技術的助言及び指導を行う歯科医師等と、実施事項等について文書で取り決めているか

令和8年度 軽費老人ホーム実地検査等 確認項目一覧(指導監査基準)

○確認項目について
・「個別サービスの質に関する事項」と「個別サービスの質を確保するための体制に関する事項」に分類
・特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウスについては、【特定施設入居者生活介護】と付した項目等についても確認

○根拠規定について
・経過的軽費老人ホーム ①
・特定施設入居者生活介護の指定を受けていないケアハウス ②
・特定施設入居者生活介護の指定を受けているケアハウス ②及び③

※軽費条例:横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
※居宅条例:横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目		具体的な確認内容	
人員	職員の配置 ①軽費条例附則第12項、第14項から第22項まで、第30項(第6条、第7条準用) ②軽費条例第6条、第7条、第12条 ③居宅条例第200条、第201条	○入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか ○必要な専門職が配置されているか	・入所(入居)者に対し、従業者の員数は適切であるか ・必要な専門職が配置されているか ・勤務表上、サービスの提供に従事する時間が明確に位置付けられているか(常勤換算に必要な勤務時間延べ数の確認)
		○専門職は必要な資格を有しているか	←
		○施設長(管理者)は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か	←
運営	【特定施設入居者生活介護】 受給資格等の確認 ③居宅条例第12条	○被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限を確認しているか	←
	運営規程 ①軽費条例附則第30項(第8条準用) ②軽費条例第8条 ③居宅条例第214条	【経過的軽費・ケアハウス】 ○運営における以下の重要事項について定めているか ①施設の目的及び運営の方針 ②職員の職種、数及び職務の内容 ③入所定員 ④入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑤施設の利用に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他施設の運営に関する重要事項	←
			・運営規程の内容に不備はないか
		【特定施設入居者生活介護】 ○運営における以下の重要事項について定めているか ①事業の目的及び運営の方針 ②特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 ③入居定員及び居室数 ④指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑥施設の利用に当たっての留意事項 ⑦緊急時等における対応方法 ⑧非常災害対策 ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩その他運営に関する重要事項	←
			・運営規程の内容に不備はないか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			具体的な確認内容
運営	【特定施設入居者生活介護】 緊急時等の対応 ③居宅条例第219条(第50条準用)	○緊急事態が発生した場合、速やかに主治の医師に又は協力医療機関へ連絡しているか	←
	非常災害対策 ①軽費条例附則第30項(第9条準用) ②軽費条例第9条 ③居宅条例第219条(第101条準用)	○非常災害(火災、風水害、地震等)に対する具体的な計画(マニュアル)を策定しているか	・消防計画を策定しているか
			・地震・水害・土砂災害等を含む災害に対処するための計画(マニュアル)を策定してるか
		○非常災害時の関係機関への通報及び連携体制は整備されているか	←
		○消火訓練及び避難訓練を実施しているか	・消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しているか
	勤務体制の確保等 ①軽費条例附則第30項(第25条準用) ②軽費条例第25条 ③居宅条例第215条		・夜間を想定した避難訓練を定期的実施しているか
			・地震・水害・土砂災害等の場合を含む災害に対処するため避難訓練を定期的実施しているか
		○資質向上のために研修の機会を確保しているか	←
		○認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるため必要な措置を講じているか	・入所者の処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を持たない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じているか
		○性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか	・職場におけるハラスメントの内容及びこれを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員の周知・啓発しているか
			・ハラスメントに係る相談に対応する窓口(担当者等)を定め、職員に周知しているか
	【特定施設入居者生活介護】 ○サービス提供は特定施設の従業者によって行われているか		←
	【特定施設入居者生活介護】 ○業務の全部又は一部を委託している場合、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し結果を記録しているか		←

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			具体的な確認内容
運営	業務継続計画の策定等 ①軽費条例附則第30項(第25条の2準用) ②軽費条例第25条の2 ③居宅条例第219条(第32条の2準用)	○感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)の策定及び必要な措置を講じているか	・感染症、非常災害発生時における業務継続計画を策定しているか
			・感染症に係る業務継続計画に以下の事項が記載されているか ①平時からの備え ②初動体制 ③感染拡大防止体制の確立
			・災害に係る業務継続計画に以下の事項が記載されているか ①平常時の対応 ②緊急時の対応 ③他施設及び地域との連携
		○職員に対する計画の周知、研修及び訓練を実施しているか	・策定した計画に基づき、必要な措置を講じているか
			・職員に対し年2回以上研修を実施しているか
			・新規採用時には別に研修を実施しているか
		○定期的に計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行っているか	・研修の実施内容について記録しているか
			・訓練(シミュレーション)※を年2回以上実施しているか ※役割分担の確認、発生時に実践するケアの演習等
			・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更しているか
	定員の遵守 ①軽費条例附則第30項(第26条準用) ②軽費条例第26条	○入所定員及び居室定員を超えて入所させていないか	←

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			具体的な確認内容
運営	衛生管理等 ①軽費条例附則第30項(第27条準用) ②軽費条例第27条 ③居宅条例第219条(第102条準用)	○感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう次の措置を講じているか ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)開催(おおむね3月に1回以上)及びその結果の周知 ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備 ・感染症及び食中毒の予防・まん延の防止のための研修及び訓練の定期実施	・感染対策委員会を3か月に1回以上開催しているか
			・感染対策委員会は多職種により構成されているか
			・感染対策委員会の結果について、職員に周知徹底を図っているか
			・指針は策定されているか
			・指針には、平常時の対策及び発生時の対応(施設内の連絡体制や関係機関への連絡体制を含む)が規定されているか
	秘密保持等 ①軽費条例附則第30項(第30条準用) ②軽費条例第30条 ③居宅条例第219条(第35条準用)	○退職者を含む、職員が入所者の秘密を保持することを誓約しているか 【特定施設入居者生活介護】 ○個人情報の利用に当たり、あらかじめ利用者及び家族から文書により同意を得ているか	・職員が退職後も含め、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時等に誓約書を徴取するなどの措置を講じているか
			・サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族(家族の個人情報を用いる場合)から文書により同意を得ているか
			←
			←
			←
	苦情処理 ①軽費条例附則第30項(第32条準用) ②軽費条例第32条 ③居宅条例第219条(第38条準用)	○苦情受付の窓口を設置するなど、必要な措置を講じているか	←
		○苦情を受け付けた場合、内容等を記録し保存しているか	←

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目		具体的な確認内容	
運営	事故発生の防止及び発生時の対応 ①軽費条例附則第30項(第34条準用) ②軽費条例第34条 ③居宅条例第219条(第40条準用)	○事故が発生した場合の対応方法は定まっているか	・事故発生の防止のための指針を整備しているか ・指針に以下の事項が記載されているか ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方 ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 ⑤ 介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針
		○事故発生の防止のための委員会(事故防止検討委員会)及び職員に対する研修を定期的に行っているか	・事故防止検討委員会を設置し、定期的に開催しているか
			・事故防止検討委員会は多職種により構成されているか
			・事故発生の防止のための研修を年2回以上実施しているか
			・新規採用時には必ず研修を実施しているか
			・研修の実施内容について記録しているか
		○上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか	←
		○市町村、家族等に報告しているか	・市に事故報告を提出しているか
			・家族に報告しているか
			【特定施設入居者生活介護】 ・上記の本市あて事故報告書の提出、家族へ報告に加え、居宅介護支援事業者等に連絡しているか
		○事故状況、事故に際して採った処置が記録されているか	←
		○損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行っているか	・入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか
			・損害賠償保険に加入しているか、または、賠償資力を有しているか

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			具体的な確認内容
運営	虐待の防止 ①軽費条例附則第30項(第34条の2準用) ②軽費条例第34条の2 ③居宅条例第219条(第40条の2準用)	○虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じているか ・虐待の防止のための対策を検討する委員会(虐待防止検討委員会)の定期開催及びその結果の従業者への周知 ・虐待の防止のための指針の整備 ・虐待の防止のための研修の定期実施	・虐待防止検討委員会を設置し、定期的に開催しているか ・虐待防止検討委員会は多職種により構成されているか ・虐待防止検討委員会の結果について、職員に周知徹底しているか ・虐待防止のための指針を整備しているか ・指針に以下の事項が記載されているか ①施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ②虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧入所者等に対する指針の閲覧に関する事項 ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ・虐待防止のための研修を年2回以上実施しているか ・新規採用時には必ず研修を実施しているか ・研修の実施内容について記録しているか
		○上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか	←
		【特定施設入居者生活介護】 介護現場の生産性の向上 ③居宅条例第153条の2 ※令和9年3月31日まで努力義務	←
		利用料等の受領 ①軽費条例附則第23項、第24項 ②軽費条例第17条 ③居宅条例第207条	・徴収されている費用が、運営規程、重要事項説明書等へ明示されてるか ・利用者から事前に文書により同意を得ているか
			【特定施設入居者生活介護】 ・介護給付に含まれるものについて、利用者から費用を徴収していないか
			←
		【特定施設入居者生活介護】 ○領収書を発行しているか	←

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項			
確認項目			具体的な確認内容
運営	入所者預り金の管理 ①②③ 社会福祉施設等における利用者からの預り金について(平成29年7月18日健監第202号)	○預り金取扱規程に則った管理がされているか	←
		○管理責任者は、定期的に預金、現金残高の状況について確認しているか	←
		○収支の状況を定期的に入所者(家族)に知らせているか	←
		○入所者等との保管依頼書(契約書)や個人別出納帳等、必要な書類を備えているか	←
		○管理責任者及び補助者が選定され、通帳と印鑑が別々に保管されているか	←
		○通帳、印鑑、現金は安全な方法で保管されているか	←
		○通帳等と預り金台帳の金額が一致するか。また、その金額を証明する証憑類が保管されているか	←
		○適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われているか(牽制体制の構築)	←
		○その他預り金の管理方法に問題はないか	←